

# 労組の運動本部「革マル」

## — 23回の公判で追いつめられ、「主張」を急拠変更 —

日刊  
**労働千葉**

85. 9. 28

No. 2050

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五、六（公衆）〇四七二、二二七二、〇七

### 「組合費公判」

### 結審す 9/26

九月二十六日、十時から「第二四回・組合費公判」が東京地裁で開催された。公判はこれで結審となるが、動労「本部」側は、二三回の公判で主要な争いとなっていた「債務不履行」(地本役員として「本部」側の組合費を集め、「本部」に納入する義務をおこたった)なる従来からの主張を結審直前に全面撤回し、今まで予備的な主張であった「不法行為」(動労「本部」へ納めるべき組合費を横領した)を主な主張点とする手直しを行い、動揺した姿をさらけ出した。われわれは、六年間の公判を通じ、大きく動労「本部」を追いつめてきたといえる。

#### 最終弁論で動労

#### 「本部」の本質を暴く

冒頭、動労千葉弁護団を代表し葉山主任弁護人が最終準備書面の概要について弁論を行った。

内容は、第一に、今回の公判は、「組合民主主義のあり方」「労働組合のあり方」が問われた。動労「本部」革マルのごとく、当局、資本の労務管理機構に変質した組合「本部」を擁護することが労基法の本質なのかどうか、第二に、動労「本部」革マル派の非民主的、暴力支配に反対した千葉地本(当時)を組織ごとと暴力的に排除する攻撃に対し、動労の戦闘的伝統と組合員の利益を守るために地本ぐるみ分離独立したことの正統性と正当性。

#### 「本部」側の損失は「自業自得」

第三に、労働組合の中で独立性をもった地方本部が、人的、物的両面で総体的に組織離脱(団体脱退)をとげたものであり、分離・独立を決定した(一九七八年十一月二十七日)以降形成された財産は一切当時の千葉地本「動労千葉」に属するものであること、第四に、動労「本部」が暴力的に千葉地本を排除した以上、二

月以降の組合費が「本部」に納入されなかったとしても、それは自分のやった行為の結果であり、それによる損失は、かりにあったとしても仕方がないなどである。

#### 和解を拒否し、断固闘う

閉廷後、東京弁護士会館において総括集会を開き、葉山、清井両弁護士より経過の報告を受け、最後に水野副委員長より「裁判所は、和解せよ」と言うが、組織闘争の経緯、さらに今日、動労「本部」が完全に国鉄労働者の首切りの先兵となりはてていることからしても、和解などもってのほか。大会方針にもとづき、動労「本部」革マル追放・一掃、分割・民営化阻止に向け、十一月末スト貫徹へ全組合員一丸となって取り組もう」との総括を受け終了した。

#### 当面する主なスケジュール

- 九月三〇日 サークル協拡大運営委員会
- 十月一〜二日 乗務員分科会定期委員会
- 二日 千葉県労連定期大会
- 三日 第一回支部代表者会議
- 五日 青年部常任委員会学習会
- 八〜九日 サークル協テニス大会
- 九日 千葉県運輸労連定期大会
- 十一日 成田支部定期大会
- 十二日 第六回動労千葉労働学校
- 二〇日 三里塚全国総決起集会